

令和8年度 松山市立北久米小学校いじめ防止基本方針

令和8年5月8日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、北久米小学校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター

【家庭・地域等】

スクールカウンセラー、PTA、学校
運営協議会委員、
公民館等

【外部専門家】

弁護士
松山東・松山
南警察署等

【関係機関】

松山市教育委員会
教育支援センター
児童相談所
こども相談課
医療機関
法務局
愛媛大学等

【いじめ防止】

- ① 特定の教職員が抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制を確立する。大きな事案に対しては、対応を検討するためのケース会議を開く。
- ② 「松山市いじめ防止基本方針」等を活用した校内研修を実施し、いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒指導関係の研修や、生徒指導連絡協議会への参加等を通して、対応力や指導力の向上を図る。
- ③ 人権教育の充実と、互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導に努める。各教科等の年間指導計画に、必要に応じていじめ防止の視点を盛り込む。
- ④ 道徳的実践力を培う道徳教育を充実させる。
- ⑤ 互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることのできる学級経営を充実させる。
- ⑥ 児童会活動において、毎月「いじめ〇の日」に具体的にいじめをなくすための取組を行ったり、毎朝の挨拶運動で元気に声を掛け合ったりするなど、児童の自主的な活動を計画する。また、松山市内で行われているいじめをなくす様々な取組に参加し、他校との交流を図ることで、児童自らが自校のいじめの問題に自分ごととして積極的に取り組む態度を養う。
- ⑦ 家庭や PTA、地域の関係団体と共に、いじめの問題等について協議する機会（北久米っ子をまもり育てる会）を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- ⑧ 年度始めには、いじめ問題に対する学校の基本方針を明らかにし、保護者や地域の理解を得る。

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	い じ め 防 止 対 策 委 員 会 (毎 月)	・学校いじめ防止基本方針の改訂 ・生徒指導に関する校内研修 ・教育相談週間→個別面談 ・北米っ子をまもり育てる会 ・いじめに関する校内研修 ・人権参観日・人権集会 ・教育相談週間→個別面談 ・PTA理事会	・学校生活アンケート（毎月） ・児童会活動・特別活動 （いじめ〇の日の自主的な取組） ・みつばち班活動（異年齢集団活動） ・ケース会議 ・人権教育・道徳教育の充実
二 学 期		・生徒指導に関する校内研修 ・5・6年生SNS安全教室 ・教育相談週間→個人懇談 ・次年度への引継ぎ	
三 学 期			

【早期発見】

- ① 児童のささいな変化に一早く気付けるよう、積極的に児童と関わり、家庭と連携を図る。
- ② 児童の変化に気付いた際、いつでも情報を共有・蓄積できるシステムを確立する。（日常的な情報交換、学年会、生徒指導部会、職員会議の有効活用）
- ③ 定期的にいじめに関するアンケート（学校生活アンケート）を実施するとともに、個別面談、児童観察等、きめ細かな実態把握に努める。
- ④ 教育相談週間を設け、児童の悩みを積極的に受け止めることができる相談体制を確立する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家の活用を図る。
- ⑤ 「いじめ実態把握専用メール」の運用
周囲の目を気にして教師に直接相談を持ちかけられない児童やいじめを発見した第三者からの通報などを通して、いじめに関する情報を積極的に幅広く把握し、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 相談機関等の周知
学校以外の相談窓口（「松山市こども相談課」等）について、周知する。

【いじめに対する措置（対応）】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応（発見・相談を受けた場合）
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場でその行為を直ちにやめさせる。児童からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的な対応
教職員は一人で抱え込まず、「校内いじめ防止対策委員会」へ報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、組織的に対応する。
- ③ いじめられた児童への指導又はその保護者への助言
いじめられている児童から、事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭連絡等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。
- ④ いじめた児童への指導及びその保護者への支援
いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じて教育委員会と連携し、保護者の理解を得た上で、特別の指導計画（出席停止を含む。）を立てるとともに、警察等との連携を含め毅然とした対応を行う。
- ⑤ いじめ事実調査
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ⑥ 集団への働き掛けと継続的な指導
「観衆」「傍観者」に対しても、自分の問題として捉え、自分たちでも予防・解決できるという教育活動を行う。いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応
教職員研修、保護者への啓発、児童への指導の機会を適切に設けて未然防止を図る。ネット上の不適切な書き込み等を発見した場合については、画面保存の上、所轄警察署に連絡して、直ちに削除する等の適切な措置をとるように保護者へも連絡を行う。また、該当児童に指導し、保護者へも連絡を行う。
- ⑧ 警察との連携
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた場合は、所轄警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に相談して適切に援助を求める。
- ⑨ 重大事態への対処
いじめの重大事態であると判断した場合は、上記①～⑧の対応をとるとともに、教育委員会に報告の上、学校に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童やその保護者、いじめをしたとされる児童や保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの寂しさやストレスに気付いてください。 ○子どもの様子が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組んでください。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談してください。 ○わが子が「いじめる側」や「傍観者」にならないよう話を聞いて聞かせてください。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けてください。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○地域や学校の行事に積極的に参加してください。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。地域を子どもにとって安らぎの場としましょう。